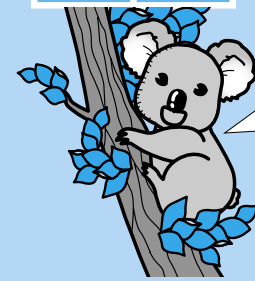


市内局番を確かめておかけください



南あわじ市役所
総合窓口センター
緑 庁舎 ☎44-3001
西淡庁舎 ☎37-3011
三原庁舎 ☎43-5021
南淡庁舎 ☎50-3031

【中央庁舎】
議会事務局 ☎43-5005
市長公室 ☎43-5002
総務部
総務課 ☎43-5001
防災課 ☎43-5006
情報課 ☎43-5003
さんさんネット ☎43-2345
選挙管理委員会事務局 ☎43-5004

【緑庁舎】
健康福祉部
福祉課 ☎44-3002
長寿福祉課 ☎44-3005
保険課 ☎44-3003
健康課 ☎44-3004
少子対策課 ☎44-3040

【西淡庁舎】
産業振興部
商工観光課 ☎37-3012
企業誘致課 ☎37-3046
水産振興課 ☎37-3013

都市整備部
管理課 ☎37-3014
建設課 ☎37-3015
都市計画課 ☎37-3016

教育委員会(教育部)
教育総務課 ☎37-3017
学校教育課 ☎37-3018
人権教育課 ☎37-3019
生涯学習文化振興課 ☎37-3020

【三原庁舎】
市民生活部
市民課 ☎43-5023
税務課 ☎43-5022
収税課 ☎43-5034
生活環境課 ☎43-5024

農業振興部
農林振興課 ☎43-5025
農地整備課 ☎43-5026
地籍調査課 ☎43-5027
農業共済課 ☎42-6210
農業委員会事務局 ☎43-5029

【南淡庁舎】
財務部
財政課 ☎50-3033
管財課 ☎50-3034

下水道部
企業経営課 ☎50-3036
下水道課 ☎50-3039
下水道加入促進課 ☎50-3041
会計課 ☎50-3040
監査委員事務局 ☎50-3050

緑霊苑墓地使用者を募集

緑霊苑墓地において一区画改葬のための返還がありましたので、新たに使用者を募集します。

※税金の滞納者は申し込めません

使用料 市内居住者25万円、市外居住者30万円

維持費 年3150円(3年分を前納)

申込期限 2月28日(木)

※応募多数の場合抽選

☎生活環境課 ☎43・5024

下水道区域、「賀集」で拡大

下水道整備が完了している地域の人は、早期接続を願います。

つなぎ込みをした人は、3万2400円

▽1年を超え2年以内の場合、1万51200円

▽2年を超え3年以内の場合、75600円

※広報7頁に関連記事

☎下水道加入促進課 ☎50・3041

都市計画(案)の公告及び図書の縦覧

都市計画下水道の変更に係る都市計画(案)を公告し、関係図書を縦覧します。縦覧期間中は計画(案)に対する意見書を提出することができます。

縦覧期間 2月15日(金)まで

縦覧場所 都市計画課(市役所西淡庁舎)

縦覧図書 南あわじ都市計画下水道の変更に係る計画書(案)

計画内容 阿万及び賀集処理区の排水区域の追加並びに都市計画区域再編に伴う各公共下水道区域の統合 ほか

意見書の提出方法 住所、氏名、年齢及び案件についての意見をできるだけ具体的に書いて、都市計画課へ提出

※計画(案)は、市のホームページでも閲覧できます

☎都市計画課 ☎37・3016

平成25年度 登録臨時職員の募集

市では、平成25年度に臨時職員として働いていただく人もありますのでご注意ください。

登録期間内に任用されない場合もありません。

登録方法 所定の登録申込書に必要事項を記入し、総務課へ郵送または持参してください。申込書は、総務課または各総合窓口センター、市ホームページにあり。

受付期間 随時

☎総務課 ☎43・5001

敬老祝金・障害者(児)見舞金の有効期限

敬老祝金・障害者(児)見舞金として支給した「南あわじ市ふれあい振興商品券」の有効期限は2月25日(月)までです。なお、マ

ルナカ南あわじ店では利用できなくなっています。

☎長寿福祉課 ☎44・3005

☎福祉課 ☎44・3002

事務用物品の契約希望事業者の登録

平成25・26年度の市が各課共通で使用する事務用品(文具類・コピー用紙)の契約を希望する事業者の登録を受付します。

登録資格 ①市内に本社 または支店・営業所のある法人または個人 ②市税の滞納が無いこと

申請書 市のホームページ

ジよりダウンロードまたは管財課にて配布

受付期間 2月18日(月)～3月8日(金)

提出先 管財課(南淡庁舎)へ提出

※詳しくは、市のホームページをご覧ください

☎管財課 ☎50・3034

小規模工事の契約希望事業者の登録

平成25・26年度の小規模な修繕工事等の受注機会を拡大することを目的として、契約希望者を募集します。

登録資格 ①市内に本社 または住所を有する法人または個人 ②入札参加資格審査申請(指名願)を提出していない者 ③税の滞納が無いこと

対象工事 一件の発注金額が30万円以下で、内容が軽易で、履行の確保が容易なもの

申請書 市のホームページ

ジよりダウンロードまたは各庁舎の総合窓口センターにて配布

受付期間 2月18日(月)～3月8日(金)

提出先 継続申請の場合は、各庁舎の総合窓口センターまたは管財課(南淡庁舎)へ提出。新規、変更申請の場合は、管財課(南淡庁舎)へ提出

※詳しくは、申請書添付の概要書または市のホームページをご覧ください

☎管財課 ☎50・3034

農振除外の申出

農業振興地域整備計画は、優良な農地を確保して農業振興施策を計画的に実施するため、市が定める総合的な計画です。農用地区域内の農地を、優良農地として保全することを目的としており、転用等による非農業的な利用を厳しく規制しています。

しかし、緊急かつやむを得ない理由により農用地区域内の農地を転用する必要がある場合は、農用地利用計画の変更(農振除外)を行う必要があります。

農振除外の申出について受付をしておりますので、お早めにご相談ください。

受付期間 3月29日(金)まで

☎農林振興課 ☎43・5025

～ 夢を創るお手伝い ～

「安心・安全・信頼」の解体工事はお任せください!!



お気軽にご相談を...

松井開発運輸株式会社

検索

※お見積りは無料です

南あわじ市湊1354 TEL 0799-36-5078